

## 第5編 議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例

### 議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例

昭和 52 年 11 月 9 日

条例第 1 号

改正 平成18年 3 月 31 日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条及びその他の法令の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の範囲及び額、支給方法等の準用規定)

第 2 条 実費弁償の範囲及び額、支給方法等については、伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例（平成18年伊那市条例第36号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 31 日条例第 8 号抄）

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。